

知ってますか？ 土砂災害警戒区域

～ 土砂災害から生命を守るために～



(写真)平成24年に大分県内で発生した土砂災害

傾斜度が30度以上である土
地が崩壊する自然現象

山腹が崩壊して生じた土石等
又は渓流の土石等が水と一体
となって流下する自然現象

土地の一部が地下水等に起因
して滑る自然現象又はこれに
伴って移動する自然現象

県では、土砂災害による被害を
受けるおそれがある区域の

土砂災害防止法に基づく

基礎調査を実施しています。



(当年度の調査実施箇所はホームページで確認できます。)



調査の実施において皆様の敷地内に立ち入る
場合があります。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは Web で

<http://www.pref.oita.jp/site/sabo/kisochoujissi.html>

大分県基礎調査

検索

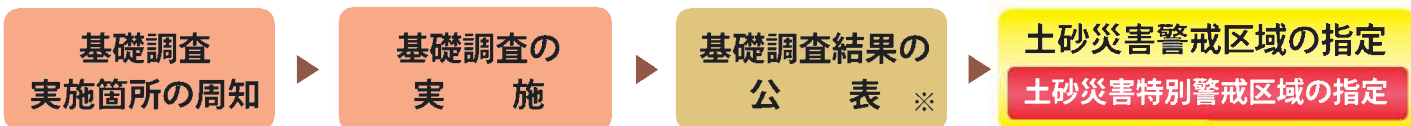


土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域について明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進することを目的に制定されました。

■調査から指定までのながれ



※法律により基礎調査結果は、指定に先立ち公表します

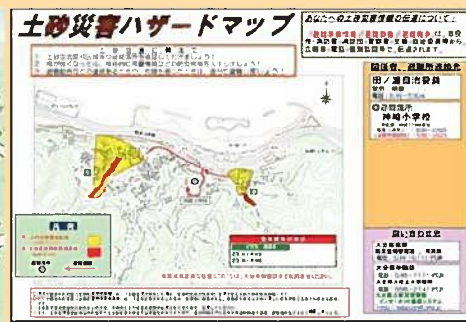
■土砂災害警戒区域等に指定されると

土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域

警戒避難体制の整備（市町村）

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

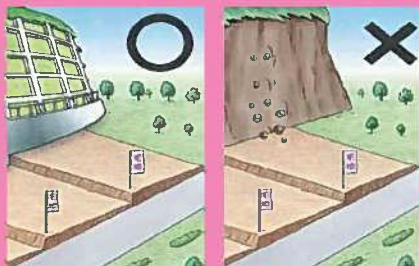
警戒避難体制：災害が発生した場合に、被害を未然に防ぐために市町村が中心となって整える体制の事。



土砂災害ハザードマップの作成・配布

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） 土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

●特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

●建築物の構造規制（県・市）



居室を有する建築物は作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。

●建築物の移転勧告（県）



著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

土砂災害から身を守るために

「日頃の備え」と「早めの避難」を

土砂災害は突然起こることが多く、目の前に危険が迫るまで、判りづらいものです。特に台風や梅雨の時期は災害が多いので、日頃の備えと早めの避難に心がけましょう。



お問い合わせ・ご相談は

大分県 土木建築部 砂防課

097-506-4634

または、最寄りの土木事務所へ

砂防課ホームページ URL

<http://www.pref.oita.jp/site/sabo/>

